

仕様書

業務名：旧耐震基準木造建物の降灰に対する耐力検証調査委託業務

1. 目的

本業務では、富士五湖周辺の旧耐震基準木造建築物を用いて、実際の火山灰による屋根に堆積した火山灰の厚さと家屋のたわみ・倒壊の関係をデータ化し、積載荷重許容値を明らかにする実験（以下、降灰実験とする）を行う。

2. 業務内容

（１）旧耐震基準木造建築物の移設

イ） 富士河口湖町長浜にある教員住宅を実験実施場所として予定している国土交通省中部地整局富士砂防事務所の船津ストックヤードに移設する。移設に際しては、実験に必要な構造部材と屋根材をできるだけ現状のまま移設するものとする。なお、移設に際して教員住宅の管理者である富士河口湖町学校教育課と調整を行った上で行うものとする。

対象とする教員住宅の大きさは、床面積 12.75m×7.87m、1 階建て木造建物である。

ロ） 移設工事では、実験時の安全を考慮し、柱を 1m 程度に縮小させる。また、建物基礎のコンクリートは新たに現場で施工するものとする。屋根材についても移設建物の状況に応じて、移設可能な場合はそのままの材料を使用するが、劣化等により移設が難しい場合は、移設建物で使用している材料と近いものを代用して施工することとする。

ハ） 実験で使用しない部分の解体、廃棄についても適切に行うこととする。

ニ） 作業時における安全管理は各種法令に則り実施することとする。

ホ） 対象となる建物と実験場所の位置は以下に示す。

- 教員住宅：35.51179427929792, 138.71910256654817
- 船津ストックヤード：35.469867941207276, 138.76106200259312

（２）計測装置用架台の設置

降灰実験において、屋根のたわみを計測するために必要となる計測装置用架台を単管パイプなど組上げる。組上げに際して、場所や高さなどは、（４）の富士山研担当者との打合せに基づき行う。作業時における安全管理は各種法令に則り実施することとする。

(3) 火山灰の堆積作業

移築した教員住宅に降灰実験のため、屋根に火山灰を堆積する作業を行う。堆積厚さについては、(4)の富士山研担当者との打合せに基づき行う。使用する火山灰は船津ストックヤードにある桜島の火山灰を使用する。作業時における安全管理は各種法令に則り実施することとする。

また、富士山研担当者と現地で打ち合わせを行い、積載した火山灰の含水率の状況に応じて、水を散布する作業も実施するものとする。

(4) 打合せ

降灰実験に際して、教員住宅の移築及び、計測装置用架台の設置などについて、実施前に富士山研担当者と打合せを行う。

3. 期限

履行期限：令和8年2月27日（金）

4. 納品物

作業報告書（提出期限：令和8年2月27日（金））

納入場所：山梨県富士吉田市上吉田字剣丸尾5597-1
山梨県富士山科学研究所

以上